

総務委員会報告資料

令和6年1月17日

報告事項件名	頁
1 足立区表彰取扱要領の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区公共施設等総合管理計画の改訂に向けた取り組みについて・・・・・・・・	6

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和6年1月17日

件名	足立区表彰取扱要領の一部改正について		
所管部課名	総務部 総務課		
内容	<p>足立区功労者表彰において、推薦依頼団体の役員在職年数等について、現状に即した基準にするため、以下のとおり足立区表彰取扱要領の一部改正を行う。</p>		
	<p>1 改正理由</p>		
	<p>全庁に推薦基準の見直しの調査を行ったところ、基準に該当する者がいない、または、推薦者が減少傾向にあるといったケースが判明したため、基準年数の短縮や功労対象の明確化など実態に即した基準への改正が必要と判断したため。</p>		
	<p>2 改正内容</p>		
	<p>(1) 基準年数の見直し</p>		
改正の内容	理由		
<p>① 消防団の団長を対象から削除 ② 消防団員の基準年数を20年から15年に短縮</p>	<p>① 消防団の団長は任期4年で交代することが多く、該当者がほとんどいない状況である。 ② 消防団員の高齢化等により基準年数の短縮が必要である。</p>	<p>別紙 1 ・ 2</p>	
<p>行政功労者の基準年数を15年から10年に変更する。</p>	<p>「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」で「10年を超える期間継続して選任しないこと」の規程がある。</p>	<p>別紙 1 ・ 2</p>	
<p>(2) 功労対象の新設</p>			
改正の内容	理由		
<p>社会生活功労に「行政相談委員」を新設する。</p>	<p>これまで自治功労者で表彰していた「行政相談委員」は総務大臣から委嘱を受け各自自治体で活動しているため、人権擁護委員、保護司と同等の扱いとする。</p>	<p>別紙 1 ・ 2</p>	

(3) 功労対象の明確化

改正の内容	理由	
税務功労の「団体の長等」を「団体の長及び役員」とする。	税務功労の対象者が不明確である。	別紙2
文化功労者及びスポーツ功労者の細目に基準を設定する。 【例】スポーツ功労者 ① 全国規模以上の著名な大会等において、優勝又は1位及びそれと同等の成績を収めた者、ただし中学生以下の者は除く ② 上記①以外で特に顕著な成績を収めた者	文化功労者及びスポーツ功労者の基準が不明確である。	別紙2

(4) 功労対象の名称変更

改正の内容	理由	
「体育功労」内の「体育」の表記を「スポーツ」に変更する。	足立区体育協会が足立区スポーツ協会に名称変更されたこと及び「体育」より「スポーツ」の表記が社会的に認知されている。	別紙1・2

3 施行年月日

令和6年4月1日とし、令和6年度の表彰から施行する。

4 問題点・今後の方針

今後も現状に即していない事例がある場合は、随時、推薦基準を見直し、適正に区政功労者の表彰を行っていく。

別紙 1

足立区表彰取扱要領 別表第 1 (第 2 条関係) 抜粋

表彰区分	功績対象種別	推薦基準 (年数)	対象団体例示	担当部局
自治功勞	消防団員	15 年	消防団	危機管理部
	行政功勞者	10 年	審議会委員 等	総務部・各関係部
社会生活功勞	行政相談委員	10 年		政策経営部
スポーツ功勞	スポーツ功勞者			地域のちから推進部
	スポーツ事業功勞者	15 年・ 役員等 20 年	スポーツ協会、スポーツ協会加盟各団体 等	地域のちから推進部

足立区表彰取扱要領 別表第2(第2条関係) 抜粋

推 薦 基 準	細 目
1 自治功労 (6) 消防団員 消防団員として通算15年以上在職した者で功労のあるもの	
(7) 行政功労者 地方自治に精励し、区行政の発展に功績のあった者又は特に他の模範とするに足るべき行為のあった者	1 通算して10年以上区政の委員を歴任し功績のある者
3 社会生活功労 (8) 行政相談委員 行政相談委員として通算10年以上在職し、功労のある者	
10 税務功労 納税に関わる分野において、連合団体の長及び役員として15年以上在籍した者又は20年以上にわたり、区行政に貢献し、納税思想の普及に努めた者であって、功労のあるもの	1 納税に関わる連合団体の長及び役員として15年以上在籍し、功労のある者 2 納税に関わる分野において、20年以上にわたり、納税思想の普及に努め、功労のある者
11 文化功労 (1) 文化功労者 学問、芸術、技芸等の分野において、特に顕著な成績があり、文化の振興に寄与した者	1 全国規模以上の著名なコンクール、コンテスト、展覧会等において、優勝又は1位及びそれと同等の成績を収めた者、ただし、中学生以下の者は除く 2 上記1以外で特に顕著な成績を収めた者
12 スポーツ功労 (1) スポーツ功労者 スポーツ競技の分野において功績があった者	1 全国規模以上の著名な大会等において、優勝又は1位及びそれと同等の成績を収めた者、ただし、中学生以下の者は除く 2 上記1以外で特に顕著な成績を収めた者
(2) スポーツ事業功労者 スポーツに関する事業団体の長若しくはスポーツ推進委員として15年以上在職した者又は体育に関する事業に20年以上尽力した者で、功労のあるもの	1 社会スポーツ事業に関わる各種団体の長又はスポーツ推進委員として15年以上在職し、功労のある者 2 社会スポーツ事業に関わる各分野において具体的な功績があり、その対象となる行為を20年以上継続している者で、社会的賞賛を得ているもの 3 社会スポーツ事業に関わる各事業団体(スポーツ協会及び加盟各団体)の役員(役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。)として通算20年以上在職し、功労のある者

総務委員会報告資料

令和6年1月17日

件名	足立区公共施設等総合管理計画の改訂に向けた取り組みについて
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課
内容	<p>足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の改訂に向けた取り組みについて、報告する。</p> <p>1 区民意識調査（郵送アンケート）の実施について</p> <p>区民の公共施設の利用状況や公共施設に対する考え方を把握するため、区民意識調査（郵送アンケート）を実施する。</p> <p>（1）目的</p> <p>公共施設を利用している方、利用していない方のそれぞれに満足度・利用頻度等を伺い、集計・分析結果を総合管理計画の二次改訂^{※1}に向けた検討材料とする。</p> <p>※1 総合管理計画の第一期（平成29年度から令和6年度まで）が終了する令和6年度末までに行う改訂。</p> <p>（2）調査対象</p> <p>足立区にお住まいの18歳以上の区民3,000人</p> <p>（3）調査対象の抽出方法</p> <p>区内を15地域に分け、地域別の人口構成比、年齢や性別などの割合を考慮した無作為抽出</p> <p>（4）調査期間</p> <p>令和6年4月上旬から5月上旬（予定）</p> <p>2 学識経験者アドバイザーへの相談実施について</p> <p>総合管理計画の二次改訂に向け、学識経験者アドバイザーに専門的な知見に基づく計画内容の実現性や妥当性に関する助言を得ながら、改訂内容の検討を進める。</p> <p>選任するアドバイザーは、実務経験を有する専門家、国・都の職員やOB、大学教授など3～4名程度を想定しており、改訂作業に必要な相談内容に適するアドバイザーに個別対応で相談していく予定。</p> <p>なお、令和5年度分の経費として、12月補正予算で延べ6回（12時間）相当分を用意した。</p> <p>3 総合管理計画の一次改訂^{※2}素案のパブリックコメントの結果について</p> <p>令和5年11月27日から12月27日まで実施した総合管理計画の一次改訂素案のパブリックコメントの結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>なお、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方については、令和6年第1回定例会総務委員会で報告後、公表を予定している。</p> <p>※2 総務省通知に従い、令和5年度末までに行う改訂。</p>

(1) 意見提出数及び意見の概要

意見提出数	意見の概要
1名(3件)	<p>足立区生涯学習センターに設置されているビデオスタジオおよび編集室の改修と利用促進に関する提言</p> <p>(1) ビデオスタジオ デジタルコンテンツに対応した制作機器に入れ替え、最新規格の動画制作を可能にすることで、利用機会の向上につなげるべき。</p> <p>(2) 編集室 映像編集から、音声制作用スタジオとして防音性能の高い「アナブース」を新設し、ナレーションなどの録音に適した設備に更新することにより、新たな利用層が期待できる。</p> <p>(3) 利用料の改定 設備を更新するのであれば、現状の利用料(500円/H)から時間1,000円程度でも借り手はつくと思われる。</p>

4 今後のスケジュール(令和5年度・予定)

年 月	内 容
令和6年 2月	総務委員会において、パブコメ実施結果及び意見に対する区の考え方・一次改訂案を報告 パブコメ実施結果及び意見に対する区の考え方を公表
3月	総合管理計画一次改訂